

福島県ハイテクプラザ保有機器の使用料免除について

～令和元年台風第19号等に伴う対応～

令和元年台風第19号等の暴風雨による災害により、“被害を受けた県内企業等の皆様を対象”としまして、ハイテクプラザで開放している施設・設備の使用料を全額免除することといたしました。

“令和3年3月末日までの使用”が免除対象となります。計測・分析・評価等の各種施設・設備を“無料”でご利用いただけますので、是非、早期復旧・復興に向けた事業活動にお役立てください。

※ 南相馬技術支援センターの施設・設備は、当所の管理外であるため、本手続きの対象外となります。

※ 3Dプリンター造形樹脂は材料代であるため、対象外となります。

記

1 使用料免除の対象者

県内に住所、事務所又は事業所を有する者であって、今回の大規模災害により生産活動に被害を受けた者。なお、ここで示す“被害を受けた者”とは、次に該当する者です。

- ・ 令和元年台風第19号等による被災企業（令和元年10月25日の大雨による被災企業を含む）。
 - ※ 県内に住所を有するかは、各申請書に記載された住所により判断します。
 - ※ 被災の有無は、罹災証明書（申請先の事務所等と同一）により判断します。罹災証明書を取得されていない場合は、床上・床下浸水やがけ崩れ等により建物や設備、製品、資材等が被災したことを写真で確認します。
 - ※ 従業員や取引先企業の被災により、企業活動に支障が生じている場合は対象にはなりません。
 - ※ 既に実施した使用料の還付はいたしません。

2 免除申請の手続き

- (1) 事前に、ご利用を希望される施設・設備及び用途に加え、使用料の免除をお申し出ください。
 - ※施設・設備の“担当科”へお問い合わせください。“担当科”は、「5 お問い合わせ先」を参照してください。
 - ※対象の施設・設備は、「3 ハイテクプラザ保有の施設・設備」を参照してください。
- (2) 「使用料免除申請書」に加え「罹災証明書（写）」もしくは「被災状況確認資料」を提出してください。職員が被災状況を聞き取り、“使用料免除の対象者”に該当するか判断します。
 - ※設備等をご利用の際、「使用料免除申請書」（押印済）と「施設・設備使用承認申請書」（押印済・福島県収入証紙貼付無）をご持参いただけます。申請書は、「4 各種様式」を参照してください。
 - ※「使用料免除申請書」「免除申請の理由」の欄は、“令和元年台風第19号により浸水したため”などと、本免除対象者である旨、分かるように記入して下さい。
 - ※「罹災証明書」をお持ちでない場合、「被災状況確認資料」（被災状況を確認できるカラー写真等。「使用料免除申請書」等と同様の申請者名を記入・押印）をご持参ください。次回以降、「罹災証明書」等の再提出は不要です。お申し込みの際、免除実績がある旨、お伝えください。

3 ハイテクプラザ保有の施設・設備

- ・ 当所HP（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/index-pc.html>）、新着情報「令和元年10月1日付使用料・手数料の改定について」（2019年9月17日掲載）をご確認ください。

4 各種様式

- ・ 当所HP、「申請書ダウンロード」（「注目事業」バナー内）より、“使用料(手数料)免除申請書:様式第7号”を入手してください。

5 お問い合わせ先

- ・ 本件について、ご不明な点がございましたら、企画管理科（024-959-1736）へお問い合わせください。
- ・ 施設・設備のスケジュール等は、技術開発部及び各技術支援センターの担当科へお問い合わせください。
技術開発部：工業材料科 024-959-1737、生産・加工科 024-959-1738、プロジェクト研究科 024-959-1739
福島技術支援センター：繊維・材料科 024-593-1122
会津若松技術支援センター：醸造・食品科 0242-39-2977、産業工芸科 0242-39-2978
いわき技術支援センター：機械・材料科 0246-44-1475